

岐阜県看護学生修学資金貸付規則

(総則)

第一条 県は、県内の看護師及び准看護師の確保を図るため、県内の看護師養成所（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十一条第三号に規定する知事の指定した看護師養成所をいう。以下同じ。）又は准看護師養成所（法第二十二条第二号に規定する知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。）に在学する者に対し、修学資金を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

（貸付けの対象者）

第二条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 県内の看護師養成所又は准看護師養成所の第二学年以上の学年に在学していること。
二 修学資金の貸付けを受けようとする月の属する年度の前年度の学業成績が優秀であること。

三 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める意思を有すること。

イ 看護師養成所に在学する者 将来県内において保健師、助産師又は看護師の業務に従事する意思

ロ 准看護師養成所に在学する者 将来県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に従事する意思

2 前項の規定にかかわらず、修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受け、又は受けようとする者は、修学資金の貸付けを受けることができない。

3 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

（修学資金の貸付額及び貸付期間）

第三条 修学資金の貸付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 看護師養成所に在学する者に対して貸し付ける修学資金（以下「看護師修学資金」という。） 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 看護師養成所の設置者が国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）である場合 月額三万二千円

ロ 看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合 月額三万六千円

二 准看護師養成所に在学する者に対して貸し付ける修学資金（以下「准看護師修学資金」という。） 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 准看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体である場合 月額一万五千元

ロ 准看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合 月額二万千元

2 修学資金を貸し付ける期間は、在学する看護師養成所又は准看護師養成所の課程の正規の修業

年数から一年を控除した年数を超えることができない。

(修学資金の利息)

第四条 修学資金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 在学証明書

二 看護師養成所又は准看護師養成所の長の推薦書（別記第二号様式）

三 戸籍抄本

四 連帯保証人の印鑑証明書

五 その他知事が必要と認める書面

(貸付けの決定)

第六条 知事は、修学資金貸付申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金貸付決定通知書（別記第三号様式）又は修学資金貸付承認決定通知書（別記第四号様式）によるものとする。

3 修学資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、これを受け取った日から起算して二十日以内に誓約書（別記第五号様式）及び口座振替申出書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第七条 修学生は、連帯保証人（以下「保証人」という。）二人を立てなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、一人の保証人を立てれば足りる。

2 修学生が未成年者である場合には、保証人のうち一人は、その者の法定代理人でなければならない。ただし、保証人として適当である法定代理人がいなるときは、この限りでない。

(修学資金の交付)

第八条 修学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

一 四月から九月までの月の分 十月

二 十月から翌年三月までの月の分 同年一月

(借用証書)

第九条 修学生は、修学資金の交付を受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(届出)

第十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第八号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

一 氏名、住所又は看護師養成所若しくは准看護師養成所を変更したとき。

- 二 退学しようとするとき。
 - 三 疾病、負傷その他の理由により、修学を継続する見込みがなくなったとき。
 - 四 休学し、又は退学若しくは停学の処分を受けたとき。
 - 五 復学したとき。
 - 六 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
 - 七 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
 - 八 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
 - 2 修学資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に届け出なければならぬ。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
 - 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 前項第六号に該当するとき。
 - 三 修学資金の貸付けを受けて修学した看護師養成所又は准看護師養成所（以下「修学資金利用養成所」という。）を卒業したとき及び修学資金利用養成所を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に修学資金利用免許（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては看護師の免許を、准看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては准看護師の免許をいう。以下同じ。）を取得したとき。
 - 四 県内において看護職員の業務（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては保健師、助産師又は看護師の業務を、准看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事し始めたとき及び従事しなくなったとき。
 - 五 県内において看護職員の業務に従事している場合において、従事する場所を変更したとき。
 - 3 借受人は、毎年四月一日に県内において看護職員の業務に従事しているときは、同日における従事の状態を同月三十日までに知事に報告しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
 - 4 前項の規定による報告は、従事状況報告書（別記第九号様式）に従事証明書（別記第十号様式）又はこれに相当する書面を添えて行うものとする。
 - 5 保証人は、修学生又は借受人が死亡したときは、その事実を証する書面を添えて、直ちに知事に届け出なければならない。
- （貸付けの決定の取消し等）
- 第十一条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。
- 一 退学したとき。
 - 二 疾病、負傷その他の理由により、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

- 三 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
 - 四 前条第一項第七号に該当するとき。
 - 五 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - 六 死亡したとき。
 - 七 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
 - 八 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付けを行わないものとする。
 - 九 この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。
- (修学資金の返還)

- 第十二条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間（前条第二項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間がある場合にあってはその期間に相当する期間を除き、第十七条第一項の規定により返還債務の履行が猶予された期間がある場合にあってはその期間に相当する期間を加えた期間）内に修学資金を一括して、又は分割して返還しなければならぬ。
- 一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
 - 二 修学資金利用養成所を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に修学資金利用免許を取得しなかつたとき。
 - 三 修学資金利用免許を取得した後、遅滞なく県内において看護職員の業務に従事しなかつたとき。
 - 四 修学資金利用免許を取得し、遅滞なく県内において看護職員の業務に従事し始めた後、死亡し、又は県内において看護職員の業務に従事しなくなつたとき（次条各号に掲げる場合を除く。）。
 - 五 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に修学資金返還明細書（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 六 借受人は、修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書（別記第十二号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならぬ。

(返還債務の当然免除)

第十三条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部を免除する。

- 一 借受人が修学資金利用免許を取得した後、次に掲げる期間を除き遅滞なく県内において看護職員の業務に従事し始め、かつ、これらの期間を除き引き続き五年間県内において看護職員の業務に従事したとき。

イ 次に掲げる学校等（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあっては、(1)から(4)まで

及び(8)に掲げる学校等)に在学する期間

- (1) 法第十九条第一号に規定する文部科学大臣の指定した学校
- (2) 法第十九条第二号に規定する都道府県知事の指定した保健師養成所
- (3) 法第二十条第一号に規定する文部科学大臣の指定した学校
- (4) 法第二十条第二号に規定する都道府県知事の指定した助産師養成所
- (5) 法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定した大学
- (6) 法第二十一条第二号に規定する文部科学大臣の指定した学校
- (7) 法第二十一条第三号に規定する都道府県知事の指定した看護師養成所
- (8) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条に規定する大学院の保健師、助産師又は看護師の業務に関する専門知識の修得を目的とする修士課程若しくは博士課程又はこれらと同等以上と認められる国外の大学院の課程

ロ 疾病、負傷その他のやむを得ない理由により県内において看護職員の業務に従事することができなかった期間

二 借受人が修学資金利用免許を取得した後、前号イ及びロに掲げる期間を除き遅滞なく県内において看護職員の業務に従事し始め、かつ、これらの期間を除き続き県内において看護職員の業務に従事し、五年を経過する前に、看護職員の業務により死亡し、又は看護職員の業務に起因する疾病、負傷その他のやむを得ない理由により看護職員の業務に従事することができなくなったとき(再び従事することができる見込みがある場合を除く。)

(返還債務の裁量免除)

第十四条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するとき(前条各号のいずれかに該当するときは除く。)は、貸し付けた修学資金の返還債務(履行期が到来していないものに限る。)の全部又は一部を免除することができる。

一 修学資金の貸付けを受けた期間(一年に満たない期間があるときは、その期間を一年とする。)に相当する期間以上県内において看護職員の業務に従事したとき。

二 死亡、疾病、負傷その他のやむを得ない理由により修学資金を返還することができなくなったとき。

2 前項第一号に該当して返還債務を免除する場合における免除することができる返還債務の額は、県内において看護職員の業務に従事した期間を五年に相当する期間で除して得た数(この数が一より大きい場合は、一)に貸付けを受けた修学資金の額を乗じて得た額から履行期が到来している返還債務の額を控除した額(この額が零円に満たない場合は、零円)を超えることができない。

(返還免除の申請)

第十五条 前二条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人は、修学資金返還免除申請書(別記第十三号様式)に次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 在職証明書(別記第十四号様式)又はこれに相当する書面

二 第十三条各号又は前条第一項各号に掲げる事由に該当することを証する書面
(返還免除の決定)

第十六条 知事は、修学資金返還免除申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金返還免除決定通知書(別記第十五号様式)又は修学資金返還免除不承認決定通知書(別記第十六号様式)によるものとする。

(返還の猶予)

第十七条 知事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

一 借受人が第十一条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後、引き続き修学資金利用養成所に在学している場合 当該引き続き在学している期間

二 借受人が修学資金利用免許を取得した後、第十三条第一号イ(1)から(8)までに掲げる学校等(看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては、同号イ(1)から(4)まで及び(8)に掲げる学校等)に在学している場合 当該在学している期間

三 借受人が県内において看護職員の業務に従事している場合 当該従事している期間

四 疾病、負傷その他のやむを得ない理由により借受人が修学資金を返還することが困難であると認められる場合 当該理由がなくなるまでの期間

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、修学資金返還猶予申請書(別記第十七号様式)に前項各号に掲げる事由に該当することを証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第十八条 知事は、修学資金返還猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金返還猶予決定通知書(別記第十八号様式)又は修学資金返還猶予不承認決定通知書(別記第十九号様式)によるものとする。

(延滞利息)

第十九条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息(その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を支払わなければならない。

(雑則)

第二十条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。